

# 参勤交代における「万石以上」家臣の身分と格式

——尾張家を中心に——

## 白根孝胤

はじめに

一 近世大名の参勤交代と「万石以上」家臣・重臣層

(一) 尾張家の参府・御暇御礼と家臣団

(二) 徳川一門・国持大名の参府・御暇御礼と重臣層

(三) 帰国御礼と「万石以上」家臣

二 御三家「万石以上」家臣の家格と参府・御暇御礼

三 「万石以上」家臣の参勤交代と家格認識

(一) 尾張家「万石以上」家臣の「御礼」再開交渉

(二) 御三家「万石以上」家臣における参勤交代の展開  
おわりに

法度の改定が行われた際に制度化され、同一九年には譜代大名の参勤も開始された。<sup>(1)</sup>この制度について、荻生徂徠は『政談』のなかで、「總ジテ大名ノ第一トスベキコトハ、家中ノ治、民ノ治ヲ善シテ、身帶ヲ磨切ラズ、武備ヲ不失、末永ク参勤交代ヲ勤テ、上ヲ守護シ奉ルコト也」<sup>(2)</sup>と、大名家が永続的に参勤交代を行うことは第一の奉公であり、徳川公儀を守護していくうえで重要であると述べている。

参勤交代にともない諸大名が将軍に拝謁する行為、すなわち、江戸城殿中で行われる参府・御暇御礼は、徳川将軍家への恭順を可視的に表明し、将軍との主従関係を確認する意義をもつた、幕藩関係を安定化させて重要な政治的儀礼行為である。これにより、各大名家は石高や官位、殿席などによって序列化された自己の家格を再認識することになった。また、江戸屋敷や国元でも、藩主と家臣(給人領主)との間で参勤による御礼が行われており、大名権力の安定化を図る意義があった。参勤交代は将軍と大名、藩主と家臣および給人領主、給人領主とその家臣というように、重層的に構成されていったのである。<sup>(3)</sup>これは、参勤交代が大名権力(藩権力)を

支える家臣団を、安定した主従関係のなかに編成していく機能を有していることを示すものであり、参勤交代における家臣団の動向に注視した考察が不可欠であると思われる。

そこで本稿では、近世大名による参府・御暇御礼の様相を、尾張家を中心御三家、および一門大名や国持大名との比較検討を通して検討していく。その方法論としては、特に、幕藩関係や大名権力(藩権力)の安定化を図る役割を担い、御三家・一門大名や国持大名に付属していた「万石以上」の格式をもつ家臣や重臣・側近層の動向に重点をおいて分析していくこととする。また、これらの家臣は、藩主の名代を務めるだけではなく、それとは別に「自分の御礼」として将軍への拝謁を行うこともあり、こうした御礼行為が幕府から許可された意義を、近世中期に展開された「万石以上」家臣の家格維持運動の検討から明らかにしていきたい。

### 一 近世大名の参勤交代と「万石以上」家臣・重臣層

#### (一) 尾張家の参府・御暇御礼と家臣団

尾張藩主徳川義直(家康九男)は、元和二年(一六一六)四月一七日に大御所家康が死去すると、駿府を離れて、同年七月二八日、尾張に入国した。一二月二三日には江戸に参府し、翌年正月に二代将軍徳川秀忠に拝謁して年頭御礼を行った。元和期では、一二月参府・翌年一月または二月御暇と、年頭御礼に合わせた動きをしており、これを「御見廻」と称していた。寛永期になると、引き続き一二月に参府する場合があるものの、二月・三月の参府、五月または七月・八月御暇という場合が見られ、この時期から

「御参勤」と称されるようになった。この時期の参府・御暇御礼には、藩主義直が家康子息・将軍秀忠の弟という徳川家の一員から、大名として将軍を頂点とする幕藩制的秩序に編成されたことを示す意義があつたと言え<sup>(4)</sup>。ただし、その一方で滞府する場合も多く、将軍家との関係や尾張家の事情などによって不規則な状態が続いた。

藩主義直が慶安三年(一六五〇)五月七日に死去すると、嫡子光友が家督を相続したが、翌年四月二〇日に将軍家光が死去して、まだ一歳の家綱が四代将軍となると、家光の遺命により、二代藩主光友は紀伊藩主徳川頼宣、水戸藩主徳川頼房や保科正之、井伊直孝とともに家綱を補佐をするために、万治元年(一六五八)七月まで約七年間滞府することになった。こうした背景により、尾張家の参勤交代が原則として「三月参府・四月御暇」と定着したのは寛文二年(一六六二)からであつた。<sup>(5)</sup>

それでは、尾張家における参勤交代の様相を、正徳期から享保期を事例に、供奉した家臣の動向に注視しながら検討していくことにする。

正徳三年(一七一三)一〇月一八日、五代藩主五郎太(四代藩主吉通嫡子)がわずか三歳で死去したことにより、尾張家は義直直系が途絶する事態となつた。しかし、一一月一日に幕府より吉通の弟継友(松平通顕)への家督相続が申し渡され、尾張家の存続が図られた。<sup>(6)</sup>六代藩主となつた継友は、八代将軍徳川吉宗への代替わりが行われた享保元年(一七一六)まで滞府したが、翌年三月二三日に上使の老中井上正岑から家督相続後初めての御暇の許可を申し渡され、時服一〇〇・白銀一〇〇〇枚を拝領した。これに対して藩主継友は即刻登城し、竹之間で饗応があり、その後、御座之間で将軍吉宗に拝謁して御暇御礼を行い、刀および鷹・馬を拝領した。このとき帰國に御供する予定の家臣一〇名が黒書院で御目見し、両家年寄(付家老)

成瀬正幸は白銀一〇〇枚・時服一〇・馬一疋、年寄大道寺直秀・阿部正寛は時服六・側同心頭成瀬正惟・大寄合間宮之政は時服四・大番頭野崎兼林・吉原甚大夫・島沢仁大夫、供番頭(用人)上野小左衛門・横井時諱は時服三をそれぞれ拝領した。<sup>(7)</sup>

四月一日には、帰国するにあたり、藩主継友は尾張家市谷江戸上屋敷に老中・若年寄および奏者番の他、諸役人を招請し<sup>(8)</sup>、同月三日に江戸を發して一日には尾張に初入国した。藩主継友が名古屋城御座之間に着座すると、まず、兩家年寄成瀬正幸・竹腰正武が御目見し、祝儀を申し上げて時服・樽肴を進上すると、継友から熨斗を下賜された。統いて年寄衆・城代が御目見し、統いて、側同心頭・用人・寺社奉行・大目付が一同に御目見して御肴一種を進上した。その後、継友は、家老志水忠休〔万石以上〕格に帰國御礼使者を、城代渡辺元綱に初代藩主義直の靈廟がある定光寺への名代を、年寄津田高寛に二代光友以下歴代藩主の靈廟がある建中寺への名代をそれぞれに命じた。なお、忠休は焼火之間であらためて御目見して時服・樽肴を進上し、熨斗を下賜されている。<sup>(9)</sup> 同月一五日には、「御入国以後初而出仕被為請候」につき、御座之間に着座して、兩家年寄・年寄衆・城代が御目見し、焼火之間に渡御して大寄合・番頭などの御目見を受けた。<sup>(10)</sup> なお、それ以下の家格の家臣は、近習番所敷居際に藩主が立御したときに御目見した。二一日、江戸に下向した帰國御礼の使者志水忠休は、黒書院で將軍吉宗に御目見をして三種二荷を献上すると、翌日、芙蓉之間において、老中列座のなかで井上正岑より奉書を渡され、時服四を拝領した。忠休は五月四日に帰国すると、御座之間で藩主継友に御目見し、無事帰国御礼が完了した旨を報告した。<sup>(11)</sup> これに対して幕府は上使として書院番頭伊沢正久を尾張に遣わした。帰國御礼に対して書院番頭または小姓組番頭を国

元に派遣することは、御三家の御暇御礼だけに見られる特徴であり、すでに寛永期からその事例が見られる。伊沢正久は五月一一日に名古屋城に登城し、御対面所で藩主継友は「上意被為請、奉書御請取、御老中ら之伝言をも被為聞候」うえ、拝領物を頂戴した。正久が江戸に戻ると、上使派遣に対する御礼として城代成瀬長勝が遣わされた。長勝は老中への挨拶を済ませた後、二一日に黒書院で將軍吉宗に拝謁して二種一荷を献上した。二六日には老中戸田忠真から時服四を拝領して帰国し、その旨を継友に報告した。<sup>(12)</sup> これにより、藩主継友の初めての御暇御礼はすべて完了となる。

次に、参府御礼についてだが、在国して約一年を経た享保三年三月八日、

発駕を明日に控えた藩主継友は、名古屋城御座之間で兩家年寄成瀬正幸と

嫡子正泰の御目見を受けた。その後、焼火之間に渡御して、「寄合以上」格の家臣の御目見を受けた。そして翌日、尾張を発駕するにあたり、城代をそれぞれに命じた。<sup>(13)</sup> 他の時期を検討してみると、出発前日または当日は、成瀬正勝に定光寺御廟への名代を、年寄山澄英貞に建中寺御廟への名代をそれぞれに命じた。他の時期を検討してみると、出発前日または当日は、

まず、御座之間で兩家年寄・年寄衆が御目見して、統いて焼火之間で「万石以上」格・城代・大寄合・番頭が御目見し、さらに、近習番所で「寄合以上」の家臣が御目見していることが確認できる。藩主継友は、三月一七

日に江戸に到着し、一九日に登城して御座之間で將軍吉宗に拝謁して参府御礼を行い、太刀馬代・白銀五〇〇枚・小袖三〇・綿一〇〇把を献上した。

このとき御供の家臣一〇名が黒書院で御目見し、年寄阿部正寛・河村方秀は銀馬代・時服三、大番頭井野口治大夫、側同心頭野崎兼林・庵原志、大番頭野崎兼純・桜井内記、供番頭(用人)上野小左衛門・岩田長右衛門・津田民部は銀馬代をそれぞれ献上した。<sup>(14)</sup> なお、このとき、「万石以上」の格式をもつ家臣は御供をしていないが、例えば元文五年(一七四〇)の事例を

見てみると、兩家年寄(付家老)竹腰正武(「万石以上」格)・「万石以上」年

寄石河光當が御供に加わっており、將軍吉宗に拝謁のうえ、竹腰正武は太刀銀馬代・卷物五、石河光當は太刀銀馬代・時服二をそれぞれ献上していることが確認できる。<sup>(15)</sup>

以上、尾張藩主の参府・御暇御礼において將軍への拝謁を許された御供の家臣の動向を検討してきたが、参府御礼時の献上物は、兩家年寄(付家老)は太刀銀馬代・卷物五、年寄衆(「万石以上」年寄も含む)は太刀銀馬代・時服三(卷物一)、大寄合・側同心頭・大番頭・用人は太刀銀馬代であり、一方、御暇御礼時の拝領物は、兩家年寄(付家老)は、白銀一〇〇枚・時服一〇・馬一疋(白銀二〇・卷物五・馬一疋)、年寄衆は時服六(卷物五)・羽織一・大寄合・側同心頭は時服四(卷物三)・羽織二・大番頭・用人は時服三(卷物二)・羽織一と規定されており、家格による差違が明確化されていたのである。ただし、享保七年二月に幕府は僕約により、献上物・拝領物を減少させる法令を出しており、これにともない、( )に記した献上物・拝領物に変更された。<sup>(16)</sup>

## (二) 德川一門・国持大名の参府・御暇御礼と重臣層

次に、紀伊家・水戸家、および徳川一門・国持大名の参府・御暇御礼における重臣層の動向を検討していくが、諸大名の参府・御暇御礼において将軍に御目見できる家臣については、左記のように規定させていたことを示す史料が残されている。

参勤御暇之節、家臣 御目見之分

一 御三家 尾州殿家老三人 御附人共二・大寄合一人・大番頭二人・供頭

二人

紀州殿家老三人・城代格一人・大寄合一人・大番頭二人・  
大番頭格二人・奉行役一人・大組一人・供頭二人

水戸殿

一 松平加賀守・越前松平兵部大輔・作州松平越後守・池田因州鳥取松平相模守

一 右家老二人或ハ一人ツ、参勤御暇共ニ献上并被下物有之、  
一 松平薩摩守 参勤之節斗、但御暇之節ハ留守ニ差置候家老一人 御目見、

一 松平陸奥守 参勤之節斗、家老二人 御目見、

右何も献上被下物有之、御黒書院・御白書院御次ニ而一同 御目見、  
帰國・帰城御礼之使者 御目見被 仰付、且御暇之節被下物有之分  
主人カ献上者何も御樽肴也、

(中略)

一 松平加賀守・松平薩摩守・松平陸奥守・上杉本家・佐竹本家・越前松平兵部大輔・松平越後守・松平左京大夫・松平秀之助

右何も使者者家々之長臣勤之、

右之外在着御礼之使者、檜之間ニ而老中被謁事也<sup>(17)</sup>

この史料は、加賀前田家に残された「御三家並諸大名等作法」という記録の一部で、近世後期の御三家・一門、国持大名の参府・御暇御礼で御目見を許された家臣を記したものである。前節の検討から、尾張家の参府・御暇御礼において御目見を許された家臣の員数は、この「御三家並諸大名等作法」の規定とほぼ一致していることがわかる。このことをふまえて、

まず紀伊家・水戸家の参府・御暇御礼の事例を挙げる。

寛文四年（一六六四）二月二六日に紀伊藩主徳川頼宣は御座之間で四代將軍徳川家綱に御目見して御暇御礼を行つたが、その際に付家老安藤直清は銀一〇〇枚・小袖一〇・馬一疋を、家老三浦為時は小袖六・羽織を、水野平右衛門と加納五郎左衛門は小袖五・羽織を、他三名は小袖三・羽織二ずつをそれぞれ拝領した。<sup>(18)</sup> また、宝永元年（一七〇四）三月十五日に行われた藩主綱教の参府御礼では、家老三浦為隆・水野重道等四名は銀馬代・時服三ずつ、他の家臣五名は銀馬代をそれぞれ献上している。<sup>(19)</sup> 一方、水戸家では藩主徳川光圀が寛文三年六月二八日に御暇御礼を行つてゐるが、そのとき付家老中山信治は銀五〇枚・時服五を、家老松平志摩は時服四・羽織を、他の家臣四名は時服三・羽織をそれぞれ拝領し、<sup>(20)</sup> 宝永四年二月一日に行われた藩主綱条の参府御礼では、家老富永内膳・鈴木重賢・鳴村帶刀が銀馬代・時服三ずつ、他の家臣五名は銀馬代をそれぞれ献上している。<sup>(21)</sup> 水戸家付家老中山家は尾張家・紀伊家兩家付家老よりも拝領物が少ないことが確認できるが、これは尾張家・紀伊家（大納言家）と水戸家（中納言家）との家格差によるものである。

また、「御三家並諸大名等作法」の「参勤御暇之節、家臣御目見之分」によると、加賀前田家・越前松平家・美作津山松平家・鳥取池田家の場合は、藩主の参府・御暇御礼に家老一～二名が御目見して、献上物・拝領物があつたこと、島津家では参府御礼の時のみ御供の家老が御目見して、御暇御礼の時には江戸留守居を務める家老一名が御目見していたこと、さらに、伊達家は参府御礼の時のみ家老二名が御目見していたことが確認できる。この点を具体的に検討してみよう。

まず、越前松平家では、承応二年（一六五三）六月四日に藩主松平光通が将軍家綱に御目見して、家督相続後初めての御暇御礼を行つたが、その際

に家老酒井重成も御目見して時服四・羽織を拝領した。<sup>(22)</sup> そして、翌年三月二八日の参府御礼では付家老本多昌長が御目見し、銀馬代・奉書紙二〇束を献上した。<sup>(23)</sup> 池田家では、寛永二年（一六二四）四月一日に、「松平新太郎家老池田下総守・日置豊前守小袖三・羽織一充、芳賀内蔵助小袖二・羽織一被下置、於白書院、雅樂頭・大炊頭御暇被下旨、被仰渡云々」と、藩主池田光政の御暇御礼の際に、家老等三名が白書院で御目見し、拝領物を下賜されている。また、前田家では、同二〇年六月九日に金沢藩主前田光高が黒書院で御暇御礼を行つた際に、「於御白書院、筑前守家老今枝民部御帷子・御羽織等被下之旨、豊後守傳之」と、白書院で家老今枝民部が帷子・羽織を拝領しており、伊達家では、同二三年二月一日に、「入御之刻、御黒書院御着座、松平越前守以進物太刀目録、参勤之御目見、次ニ伊達兵部・同治部以呉服太刀目録、参勤之御目見并松平越前守家老茂庭周防・奥山大学・渡（亘理）右近各以太刀目録、御礼申上」<sup>(24)</sup> とあるように、仙台藩主伊達忠宗の参府御礼の時に一門衆二名、家老三名が御目見している。その後、宝永二年（一七〇五）四月一〇日に藩主吉村の参府御礼が行われた際には、家老二名（中村日向・富田壱岐）が御目見するなど、<sup>(25)</sup> 「御三家並諸大名等作法」に記載された規定通りとなつた。

これと同時期の島津家の状況を見てみると、例えば、宝永元年四月二十九日に薩摩藩主島津綱貴は、黒書院で五代將軍徳川綱吉に参府御礼を行い、銀五〇〇枚・時服二〇を献上しているが、このときに家老二名が御目見して、島津又次郎は銀馬代・時服六、川上式部は銀馬代・時服三をそれぞれ献上している。<sup>(26)</sup> また、正徳二年（一七一二）六月の藩主吉貴の御暇御礼では、「私國元江之御暇被下候節、留守居ニ差置候家老 御目見被仰付被下度奉願、去年御暇御礼申上候砌、鳴津内記<sup>(久其)</sup> 御目見被仰付、当日迄留守居差置

申候處、近衛攝政殿御猶子満君方當秋上京之供申付置候、依之内記代留守居家老鳴津大藏(久明)と申者、此節差越申候、先規之通、御目見被仰付被下度、奉願候(29)と、家老島津久貴が近衛家熙の猶子満君(島津吉貴息女)の上京に御供するため、將軍に拝謁する家老を島津久明に変更することを願い出でいる。この願いは許可されて島津久明が御目見した。のことから、島津家にとつて御暇御礼での江戸留守居家老の御目見は、国持大名としての家格維持において重要な要素であったことが確認できる。

### (三) 帰国御礼と「万石以上」家臣

藩主が將軍に拝謁して御暇御礼を行つて帰国すると、在国の許可と無事に到着したことへの御礼をするために使者が派遣された。その使者を「万石以上」家臣が務める場合は、將軍に拝謁した際に「自分之御礼」を行うことが許可されており、これは「万石以上」家臣の家格維持において重要な要素の一つであった。なお、従五位下諸大夫に叙任された年寄衆(30)「諸大夫」年寄もしくは叙任されていない年寄衆が帰国御礼使者を務めた場合には、「自分之御礼」は行われなかつた。

表1が示すように、享保期における尾張家の帰国御礼使者で「自分之御礼」を行つていたのは「万石以上」年寄の渡辺綱保で、享保二年四月と同二〇年閏二月に務めていることが確認できる。例えは享保二年四月二八日には、「御帰国ニ付、為御礼渡辺半藏を以、公方様江三種二荷、大納言様江二種一荷御献上、半藏依御差団登城、於御白書院、公方様・大納言様江御目見、(中略)半藏為御達之上、自分之御礼申上、公方様・大納言様江御目見、公方様江御太刀銀馬代・卷物三、大納言様江御太刀馬代江戸表江罷下候處、今日登城、御使相勤候以後獻上物仕、公方様江御目見

銀三枚献上之」と、藩主継友の尾張到着を報告する帰国御礼使者として、白書院で將軍吉宗に拝謁して三種二荷、世子家重には二種一荷をそれぞれ献上するとともに、「自分之御礼」を行つて、將軍吉宗に太刀銀馬代・卷物三、家重に太刀馬代銀三枚を献上している。そして、五月四日に再び登城して御暇の挨拶を行い、芙蓉之間において老中列座のうえ、老中水野忠之より巻物三を拝領して帰国している。<sup>(31)</sup> 渡辺家は、すでに寛永期から帰国御礼使者を務めており、「三月参府・四月御暇」が確定した寛文二年以降も「万石以上」家臣のなかで帰国御礼使者を務めることが最も多く、寛文八年(一六六八)四月一三日には、「御帰国之御礼として渡辺半藏を以、三種二荷御献上、仍指団半藏御城江罷出於御黒書院 公方様江御目見、半藏自分之御礼申上之」と帰国御礼使者を務めていたことが確認できる。<sup>(32)</sup> また、先述したように、帰国御礼が済むと幕府から上使が名古屋に派遣されるが、「御帰国ニ付上使被進候御礼として渡辺半藏を以、二種一荷御献上、仍指団 御城江罷出 公方様江 御目見、半藏自分之御礼申上、時服三・御太刀馬代献上之」と、上使派遣に対する御礼の使者を務めることがあり、そのときも「自分之御礼」が許されていた。<sup>(33)</sup>

被仰付、自分之御礼申上之、於西御丸、若君様江獻上物仕御礼申上事候」

「甲斐儀為御伺之上自分之御礼申上、公方様江御目見、御太刀馬代・卷物二、若君様江御太刀銀馬代獻上之」<sup>(36)</sup>と、使者を務めた志水忠如が一〇代將軍徳川家治に拝謁して太刀馬代・卷物二・世子家基に太刀銀馬代をそれぞれ献上している。これは、後述するように、この年から志水家の將軍への参府・御暇御礼が開始されたのにもない、帰国御礼使者の「自分之御礼」も許可されたと考えられる。なお、紀伊家では、例えば、付家老安藤直清が帰国御礼使者を務めたときは三種二荷を獻上した後に「自分之御礼」を行つて銀馬代・時服五を獻上しており、家老三浦為隆が帰国御礼使者を務めたときは三種二荷を獻上した後に、「自分之御礼」<sup>(37)</sup>を申し上げて銀馬代・時服三を獻上している事例が確認できる。

ところで、御三家「万石以上」家臣の他に、一門大名および主な国持大名の帰国御礼使者にも「自分之御礼」が許されていた。その諸大名は「御三家並諸大名等作法」によると、越前松平家・前田家・伊達家・島津家・毛利家・佐竹家などである。このことをいくつか事例を挙げて確認しておこう。

越前松平家では、先述した承応二年六月に藩主松平光通が帰国すると、家老本多重方が帰国御礼使者となり、「自分之御礼」として太刀銀馬代を獻上し、御暇の際に時服三を拝領した。<sup>(38)</sup>その後の帰国御礼使者においても、二種二荷を献上した後に、「自分之御礼」を行つて太刀銀馬代を献上し、御暇の際に時服三を拝領している。前田家では、例えば、家老本多政長は延宝八年一〇月に、「同八年庚申 常憲院様御代初而御帰國御礼為御使參府十月六日着、翌七日御老中方等江御使者相勤、十日 御城江御獻上物持參、於御黒書院、御奏者江相達、御前江被召出、酒井雅楽頭殿御会釈、其

以後朽木伊豫守殿執次ニテ、自分之 御目見被 仰付、御太刀金馬代・綿百把獻上<sup>(39)</sup>と、黒書院で帰国御礼を行つた後に「自分之御礼」を申し上げて太刀金馬代・綿一〇〇把を献上している。その他の家老が帰国御礼使者を務めた場合の「自分之御礼」では銀馬代を献上しているが、本多家の献上物が多いのは、徳川家康の出頭人(駿府年寄)であった本多正純の弟政重の系統という由緒を持ち、前田家家老衆「八家」筆頭の家柄であったことによるものであろう。また、伊達家では一門衆が帰国御礼使者を務めることが多かつたが、使者として二種一荷を献上した後、「自分之御礼」では銀馬代・時服三を献上している。これは島津家や毛利家の一門衆が帰国御礼使者を務めた場合も同様である。<sup>(40)</sup>ただし、これらの国持大名でも一門衆以外の家老層が帰国御礼使者を務めたときは太刀目録のみの献上となり、家格差が明確に位置づけられていた。

このように、徳川一門・主要国持大名の参府・御暇御礼において御目見を許された家臣は、すでに参勤交代制が機能し始めた寛永後期から確認でき、「礼の秩序」による幕藩制的家格編成が構築される家綱・綱吉政権期には確立していたと位置づけられる。

## 二 御三家「万石以上」家臣の家格と参府・御暇御礼

徳川一門大名の家老・重臣層には、自己の将軍への参府・御暇御礼を許された家臣が存在しており、この御礼行為は、幕藩関係および大名家内部・藩体制下における家臣の政治的位置関係を可視的に表現する空間となつた。そこで、本節では、尾張家を中心に御三家「万石以上」家臣の参

備考
藩主継友
年頭御礼名代、「自分之御礼」あり
年頭御礼名代、「自分之御礼」あり 「自分之御礼」、藩主継友から吉宗に 三種二荷、家重に二種一荷を献上
年頭御礼名代、「自分之御礼」あり
嫡子正泰、初御目見
正幸嫡子
11月に藩主継友死去、宗春が相続
前年8月に正幸隠居
「自分之御礼」、藩主継友から吉宗に 三種二荷、家重に二種一荷を献上
前年6月、忠喜死去により家督相続

尾張家において「万石以上」の格式をもつ家臣とは、付家老(両家年寄)成瀬家(三万五〇〇〇石)・竹腰家(三万石)、家老(付衆・年寄)渡辺家・石河家・志水家(いずれも一万石余)の五家のことである。尾張家の家臣団は、万石以上・諸大夫・老中列以上・大寄合以上・御用列以上・千石以上・礼劍・物頭・騎馬役以上・規式以上・五十人以上・御徒以上の一二段階の家格で構成されており、そのうち家老(年寄)と称されるのは万石以上・諸大夫・老中列以上である。また、「万石以上」の五家のなかでも家柄や由緒の違いから、付家老成瀬家・竹腰家は「両家年寄」と称されて他の三家とは別格に位置づけられた。ただし、渡辺家・石河家・志水家も年寄に就任したときは「万石以上」年寄と称され、他の年寄衆より格式は上座であった。<sup>41</sup>これをふまえて表1を見てみよう。

表1は享保期における尾張家「万石以上」家臣の参府・御暇御礼をまとめたものである。まず、付家老(両家年寄)成瀬家・竹腰家における御礼の実態を確認しておきたい。

一方、竹腰正武は、享保元年四月二八日に、「竹腰壱岐守、尾州江為御指登三付、為御達之上、公方様江御目見、御暇被下時服五拝領之」<sup>42</sup>と、将軍吉宗に御暇御礼を行い、時服五を拝領している。同七年三月二八日の參府御礼では、「竹腰壱岐守罷下候付、為御達之上登城、於御白書院 公方

まず、成瀬正幸は、享保元年六月二五日に、「成瀬隼人正、参府ニ付、為御達之上、上様江時服五・銀馬代献上之」<sup>43</sup>と、八代將軍徳川吉宗(將軍宣下は八月)に御目見して銀馬代・時服五を献上している。同一〇年五月に將軍吉宗の嫡子家重が元服して西丸へ移徙すると、同一三年四月一日には、「成瀬隼人正、嫡子同姓半左衛門召連龍下候付、為御達之上登城、隼人正参府之御礼申上、半左衛門儀初而御目見ニ付、御太刀銀馬代・卷物五ツ、獻上、公方様・大納言様江御目見、大納言様江も御太刀馬代・白銀三枚ツ、獻上之」<sup>44</sup>と、白書院で將軍吉宗に御目見して参府御礼を行い、太刀銀馬代・卷物五、世子家重に太刀馬代・白銀三枚をそれぞれ献上している。また、正泰(半左衛門)は成瀬家嫡子として初めての御目見を許された。

表1 享保期における尾張家「万石以上」家臣の参府・御暇御礼

番号	年月日	家老名	参府・御暇の別	献上物・拝領物	藩主の動向
1	享保元年4月28日	竹腰正武	御暇御礼	時服5拝領	滞府
2	同 元年6月25日	成瀬正幸	参府御礼	時服5・銀馬代献上	同上
3	同 2年3月22日	成瀬正幸	藩主御暇御供	白銀100・時服10・馬1拝領	4月帰国
4	同 2年3月28日	石河正章	参府御礼	時服3・太刀銀馬代献上	同上
5	同 3年4月1日	成瀬正幸	参府御礼	時服5・銀馬代献上	3月参府
6	同 3年3月28日	石河正章	御暇御礼	時服4・羽織拝領	同上
7	3年6月11日	竹腰正武	参府御礼	時服5・銀馬代献上	同上
		成瀬正幸	御暇御礼	時服5拝領	同上
8	同 4年3月22日	竹腰正武	藩主御暇御供	白銀100・時服10・馬1拝領	4月帰国
9	同 5年3月15日	石河正章	藩主参府御供	時服3・太刀銀馬代献上	3月参府
10	同 5年5月1日	成瀬正幸	参府御礼	時服5・銀馬代献上	同上
11	6年3月21日	成瀬正幸	藩主御暇御供	白銀100・時服10・馬1拝領	4月帰国
		石河正章	藩主御暇御供	時服6拝領	同上
12	同 7年3月28日	竹腰正武	参府御礼	縮緬5・太刀銀馬代献上	3月参府
13	同 8年3月27日	竹腰正武	藩主御暇御供	白銀20・卷物5・馬1拝領	4月帰国
14	同 8年3月28日	石河正章	参府御礼	卷物2・太刀銀馬代献上	同上
15	同 9年3月28日	石河正章	御暇御礼	縮緬3拝領	3月参府
16	12年4月28日	渡辺綱保	藩主帰国御礼	(吉宗)卷物3・太刀銀馬代献上	4月帰国
				(家重)太刀馬代銀3献上	
17	12年12月28日	石河正章	参府御礼	(吉宗)卷物2・太刀銀馬代献上	同上
				(家重)太刀馬代白銀3献上	
18	13年2月15日	石河正章	御暇御礼	(吉宗)卷物3拝領	3月参府
				(家重)卷物2拝領	
19	13年4月1日	成瀬正幸	参府御礼	(吉宗)卷物5・太刀銀馬代献上	同上
				(家重)太刀馬代白銀3献上	
20	14年3月15日	成瀬正泰	御暇御礼	(吉宗)卷物3拝領	4月帰国
				(家重)卷物2拝領	
21	14年3月28日	成瀬正幸	藩主御暇御供	(吉宗)白銀20・卷物5・馬1拝領	同上
				(家重)卷物3拝領	
22	15年3月29日	石河正章	藩主参府御供	(吉宗)縮緬2・太刀銀馬代献上	3月参府
				(家重)太刀馬代銀3献上	
23	15年4月15日	竹腰正武	参府御礼	(吉宗)卷物5・太刀銀馬代献上	同上
				(家重)太刀銀馬代献上	
24	16年3月22日	竹腰正武	藩主御暇御供	(吉宗)白銀20・卷物5・馬1拝領	4月帰国
				(家重)卷物3拝領	
25	17年3月23日	志水忠梁	藩主参府御供	(吉宗)卷物5拝領	
				(家重)太刀・白銀3献上	
26	18年3月21日	成瀬正泰	藩主御暇御供	(吉宗)白銀20・卷物5・馬1拝領	4月帰国
				(家重)卷物3拝領	
27	20年閏3月28日	渡辺綱保	藩主帰国御礼	(吉宗)卷物5拝領	
				(家重)太刀馬代銀3献上	
28	20年4月28日	石河光當	御暇御礼	(吉宗)卷物3拝領	同上
				(家重)卷物2拝領	

※「御記録」(徳川林政史研究所所蔵)より作成。

様江 御目見、参府之御礼申上、縮緬五巻・御太刀銀馬代献上之」と、白

書院で拝謁して太刀銀馬代・縮緬五を献上し、同一五年四月一五日の参府御礼では、将軍吉宗に太刀銀馬代・巻物五、世子家重に太刀銀馬代を、それぞれ献上している。<sup>(45)</sup>他の時期の御礼の事例も合わせて検討してみると、付家老成瀬家・竹腰家の参府御礼での献上物は、太刀銀馬代（時期により金馬代）・時服五で、御暇御礼での拝領物は、時服五であつたことが確認できる。

続いて、他の「万石以上」家臣（付衆）について検討してみると、先述したように、渡辺家では、享保二年以降に藩主の帰國御礼使者を務めたことはあるが、この時期に自己の参府・御暇御礼を行つた事例は見られない。これは当時の当主綱保（源三郎）が若年であつたことによる。しかし、例えば、延宝四年（二六七六）一二月一五日には「渡辺半蔵罷下候付、為御達之上、御城江罷出<sup>(46)</sup>」公方様江御目見、御太刀銀馬代・時服三献上、参府之御礼申上、上意有之」とあるように、宣綱の代に将軍家綱への参府御礼が行われていたことが確認できる。宣綱は同六年四月二八日に帰国するが、そのときには、「渡辺半蔵、尾州江罷登候付、御老中申聞、登城、於御白書院、公方様江 御目見、上意有之、躊躇之間おいて時服四・羽織拝領之、久世大和守申渡之<sup>(47)</sup>」と白書院で御暇御礼を行つて時服四・羽織を拝領している。その後、渡辺家の御礼は、宣綱の叔父で大目付の渡辺綱貞が同八年から同九年における越後騒動での取扱行為が不届きとの理由で八丈島へ流罪となつた影響で一時自粛するが、元禄二年（二六八九）八月に宣綱から家督を相続した定綱が、将軍綱吉への拝謁を許された。これにともない、参府・御暇御礼も再開され、例えば正徳二年正月二八日には、七代将軍徳川家継（同年四月に将軍宣下）に参府御礼を行い、太刀銀馬代・時服四を献上

し、同年二月一五日の御暇御礼では時服四を拝領している。<sup>(48)</sup>

同じく「万石以上」年寄石河家の場合も、次節で詳細に検討するように、長期間参府・御暇御礼が中絶してしまうが、享保二年三月二八日に行われた石河正章の参府御礼から再開された。参府御礼での献上物は太刀銀馬代・時服三（ちに巻物二）、御暇御礼での拝領物は時服四（のち巻物三）または巻物二<sup>(49)</sup>である。また、志水家の参府・御暇御礼の開始は「万石以上」五家のなかで最も遅く、「志水甲斐儀、先例も有之候間、向後参府御暇之節、御目見被仰付之、拝領物等も可有之候」<sup>(49)</sup>と、藩主の参府・御暇御礼や帰國御礼の際に拝謁を許されていた先例があることから、宝暦一三年二月九日、忠如の代に許可された。参府御礼での献上物は太刀銀馬代・巻物一、御暇御礼での拝領物は巻物三で、石河家とほぼ同格である。

このように、「万石以上」の格式をもつ家臣であつても、家柄や由緒の違いにより、御礼が許可された時期や献上物・拝領物に差違が見られるのである。なお、尾張家では「万石以上」家臣五家の他に、木曾衆の山村家・千村家も将軍への参府・御暇御礼を許可されていた。

一方、紀伊家・水戸家の「万石以上」家臣も将軍への参府・御暇御礼を許可させていたが、御礼の様式は、尾張家「万石以上」家臣とほぼ同様である。近世初・中期の状況を検討してみると、紀伊家付家老安藤家（三万八八〇〇石）・水野家（三万五〇〇〇石）は、参府御礼での献上物が太刀銀馬代・時服五、御暇御礼での拝領物が時服五であり、家老三浦家・久野家・水野太郎作家（ともに「万石以上」格）は、献上物が銀馬代・時服三、拝領物が時服四・羽織であった。ここでも付家老安藤家・水野家と他の「万石以上」家臣との家格の差違が確認できる。また、水戸家付家老中山家（二万五〇〇〇石）は、参府御礼での献上物は太刀銀馬代・時服四、御暇御礼で

の拝領物は時服五、家老山野辺家（一万石）は、献上物は銀馬代・時服三、  
拝領物は小袖四・羽織であった（<sup>(50)</sup>時期により変更している場合もある）。藩主  
御供としての將軍拝謁時と同様に、尾張家・紀伊家「万石以上」家臣と水  
戸家「万石以上」家臣との間に家格の差違があつたことが確認できる。

### 三 「万石以上」家臣の参勤交代と家格認識

幕藩制的秩序編成下のなかで、諸大名やその家臣が自己の家格維持のため  
に様々な御礼行為を將軍または藩主に対して継続することは重要な課題  
であつたが、近世中期になると、世代を重ねるうちにこれらの御礼行為が  
中絶することが多くなり、そのため、希薄化した自己の家格を再認識する  
動きが見られる。こうした動きは尾張家の「万石以上」家臣においては、  
すでに元禄期には見られる現象である。<sup>(51)</sup>そこで、本節では、尾張家「万石  
以上」家臣石河家の参府・御暇御礼をめぐる家格維持運動の分析から、こ  
の時期の大名家臣の家格認識について検討していくことにする。

#### （一）尾張家「万石以上」家臣の「御礼」再開交渉

石河家は、西美濃地域を基盤とする土豪で、光忠の代に徳川家康に召し  
出され、慶長一五年（二六一〇）に美濃・攝津両国内で一万石を拝領した。  
同一七年より尾張藩主徳川義直に付属し、美濃国石津郡市之瀬村（のちに  
中島郡駒塚村）を在所とした。光忠の曾孫にあたる石河正章は、宝永三年  
（一七〇六）二月九日に父章長が病気により年寄を辞して隠居したため、家  
督を相続し、翌月二十五日に大寄合から年寄に就任した。<sup>(52)</sup>正章は、「万石以  
上」家臣として石河家の家格を再興する必要性があるという認識から、正

徳四年（一七一四）九月、幕府に願書を提出した。

一石川轍負曾祖父市正御附属之者ニ付、江戸表江龍下候節、公方様江御  
目見仕候、然廻市正病死後家督伊賀幼年ニ而致中絶候處、轍負儀類格  
之通參府御暇、年頭其外 公方様江 御目見仕、献上物・拝領物等被

仰付候様被遊度旨、井上河内守殿宅江織田周防守被遣、先達而為御達  
有之、今日周防守儀依御差団右毛江相越候處、何れも御尤ニ被奉存候、  
筋目も有之候得共中絶之上之儀ニ候得者 公方様御幼年之御事當時難  
取立被存候御時節も可有之ニ付、御書付ハ留置被申候、此段可申上被  
申聞之、<sup>(53)</sup>

右記の史料から、石河家は、正章の曾祖父光忠の代から江戸下向の際に  
は將軍に御目見する家柄であつたが、光忠が死去して祖父正光が幼少時に  
家督を相続して以来、將軍への御目見が中絶したままなので、今回より參  
府・御暇や年頭等での將軍への御目見、およびその際の献上物・拝領物を  
再開することを願い出たことがわかる。この「御願之書付」は江戸詰の年  
寄織田貞幹が使者として月番老中井上正岑の屋敷を訪れて提出したとある  
が、これは藩主繼友に上申して御意を申し渡されたうえでの行動である。  
そして、願書が提出されてから約一ヶ月後の一〇月二七日、この件につい  
ての申し渡しがあるため、年寄織田貞幹は再び老中井上正岑邸を訪れたが、  
井上からの回答は、「石河家が將軍拝謁を許される筋目の家柄であること  
は承知したが、現在は中絶しており、また將軍家繼は幼少で、この件につ  
いて將軍の思召を得る時節ではないので、この書付は正岑の下に留め置

く」というものであった。  
このように、石河家の願書の内容を幕府は妥当であると理解を示したが  
参勤交代における「万石以上」家臣の身分と格式

御礼再開の許可には至らなかつた。しかし、享保元年（一七一六）四月晦日に將軍家継が死去し、紀伊藩主徳川吉宗が八代將軍となると、石河正章は六月に江戸詰の年寄大道寺直秀に左記の書状を送り、参府・御暇御礼の復活にむけて交渉の再開を依頼した。

以手紙致啓上候、未暑氣甚御座候、（中略）私願之義、御相談も御座候由、扱々忝次第奉存候、御六ヶ鋪御世話之御事ニハ候得共、右之義ハ、於私大願之至極尋常之事ニ者不存義ニ御座候間、弥以何分ニモ御<sup>(マ)</sup>情力偏奉頼候、御代々私代々御入魂ニ被成被下、殊當時御懇意ニ被成被下候私家之事ニ御座候、此度頼之義、私一分之義とも不存、家御再興之義ニ候へ者、乍近比御苦勞之程ヲモ不顧、ひたすら奉頼候、何とそゝ御取持を以、首尾能様ニと希申而已ニ御座候、最早 公義御中陰も被為明候矣、頓而御吉左右を承知仕候様ニと日夜奉侍御事ニ御座候、萬々幾重も／＼宜奉頼候、申上度義者繁多ニ候得共、御用多御中と態省略仕候、以上、

六月廿六日

（端裏書）

〔駿河様  
鞆負<sup>(54)</sup>〕

この書状から、大道寺直秀に参府・御暇御礼の再開にむけて助力してほしい旨を繰り返し依頼していることがわかるが、これは石河正章自身の大願ではあるが、それだけではなく、「家御再興之儀」に関わる重要な問題であるという、「万石以上」の格式をもつ石河家の家格に対する認識を窺うことができる。また、御礼再開の交渉は、同じく江戸詰の年寄阿部正寛にも依頼しており、両家年寄（付家老）成瀬正幸や年寄津田高寛もそのことを承知し、御医師の丸山昌貞を通じて老中井上正岑に内意を得たうえで願

書を提出する運びとなつたことと、願書は將軍宣下が済んでから提出することを伝達している。<sup>(55)</sup>こうした経緯により、一〇月二二日に藩主継友の許可を得たうえで、年寄大道寺直秀が使者として老中井上正岑邸を訪れ、以下の書付を提出した。

家老石川鞆負曾祖父同名市正儀、駿州ニ而 権現様江被召出、於濃州攝州知行壹万石被下置之候、其以後源敬殿江御附属被遊、尾州へ罷越候、尤右知行今以鞆負致領知候、就夫市正儀、江戸江罷下候節ハ、公義江 御目見仕候、然處市正致病死家督祖父伊賀相続之刻、伊賀儀幼年ニ有之候、夫故公義江勤之儀致中絶候、右之通先規之訣も有之、中絶之儀ニも候間、鞆負參府御暇年頭其外 公義江 御目見献上物・拝領物等之儀、類格之者之通被 仰付候様ニ被致度被存候、紀伊国殿御家老之内、近年 公義江 御目見 被 仰付候例も有之由被及承候、其上右家老之内、公義江 御目見等仕候旨四人有之候、尾張殿家老之内ニハ三人有之人數も少御座候間、何とそ相調候様、宜御相談頼存候、以上、

十月

（別紙）

紀伊国殿家老之内

安藤帶刀

水野対馬守

三浦遠江守

久野備後守

尾張殿家老之内

成瀬隼人正

竹腰毫岐守

渡辺半蔵(56)

阿部能登守

高寛(花押)

これは、正徳四年九月に年寄織田貞幹が提出した書付とほぼ同内容であ

り、石河家の由緒や正章の曾祖父光忠の御目見の先例を示して、参府・御

暇御礼再開の正当性を願い出ている。また、紀伊家家老が御目見した近例

があることを述べ、別紙に、将軍への御目見を許可された家臣として、紀

伊家では、付家老安藤家・水野家、家老三浦家・久野家〔万石以上」格〕の

四家、尾張家では付家老成瀬家・竹腰家、家老渡辺家〔万石以上」格〕の三

家を書き上げている。この書付を受け取った老中井上正岑は、同月二六日

に再び年寄大道寺直秀を呼び出し、「先例も有之儀候間、向後参府御暇之

節 御目見被 仰付之拝領物・献上物も可有之」と石河家の参府・御暇御

礼の再開を将軍吉宗が許可した旨を申し渡した。このことは、在国の両家

年寄(付家老)竹腰止武や年寄織田貞幹・中條康満・山澄英貞・河村方秀に

伝達されるとともに、石河正章にも左記の書状が送られた。

一筆申入候、兼而被奉願候貴殿儀 公義江 御目見并献上物・拝領物

被仰付候様被成度と之御儀、去々年被 仰達候通、頃日井上河内守殿

江御願被 仰達候處、御願之趣達 上聞、先例も有之儀候間、向後参

府御暇之節 御目見被 仰付之拝領物・献上物も可有之旨、被 仰出

候由、去廿六日河内守殿以書付被申聞、右之儀ニ付貴殿儀不及参府候、

然其殿様思召有之被召下候儀者各別之由是又被申聞候付、右之趣達

御耳候處、御願之通相済候付、年内不及罷下候、来春ハ為交代罷下候

順之由、被聞召候間、其節 御目見被 仰付候様ニ可被 仰達旨 御

意候、可被得其意候、恐々謹言、  
十月晦日

津田兵部

石川 鞠負殿(正章57)

直秀(花押)

この年寄連署状が記すように、藩主継友から、正章の年内の江戸下向は無用であり、来春より江戸詰となるので、そのときに参府して将軍吉宗に拝謁することを命じられた。

## (二) 御三家「万石以上」家臣における参勤交代の展開

石河家は御三家の「万石以上」家臣と同様に、参府・御暇御礼の再開を許可されたことにより、在国していた石河正章は、享保二年三月一二日に江戸に下向した。これは、從来江戸詰年寄衆の交代は四月であったが、藩

主継友の帰国にともない、三月中旬までに下向するように命じられたことによる。このとき、「家老石川鞠負儀、今度當御地江龍下候、参府之 御目見被 仰付、献上物仕候様ニ被致度候、宜頼被存候旨、尾張殿被申候」と、藩主継友より正章の参府御礼を願い出る書付が提出された。これに対

して、同月一六日に月番老中阿部正喬から城附(江戸留守居役)を通じて参府御礼を許可する書付が渡されると、正章は小袖・麻上下を着用して老中・若年寄衆に江戸到着の挨拶を行つた。また、「御参府之御目見被 仰付、御献上物御座候様被遊度旨、御献上物之儀、渡辺飛驒守様・三浦遠江守殿・久野備後守殿御参府之節、御太刀銀馬代・時服三御献上候例を以、

去十六日從 殿様御達之御書付ニ阿部豊後守様より御目見被 仰付候節、御太刀銀馬代・時服三御差上候様ニ可被遊旨 今日御指図御座候由」と、參府御礼での献上物について、尾張家家老渡辺家、紀伊家家老三浦家・久野家の先例に従つて、太刀銀馬代・時服三にすることが、一六日に參府御札許可の書付を渡された際に指示されていた。<sup>58</sup>

そして同月二七日には、老中井上正岑から城附に、「右明廿八日五時、御城江龍出、參府之御礼申上候様可相達候、以上」と、正章の登城を命じられた。そのときの状況を左記の書状で確認しておく。

以手紙致啓上候、御手前様御參府御礼之儀、明廿八日五時御登 城御申上候様ニ可相達由、井上河内守殿より今御城附へ以書付御差図御座候、依之右之趣達 御耳候処、右之時刻登 城有之様ニとの御事候間、其御心得被成候様ニと奉存候、為御心得河内守殿より御渡候書付之写進之候、以上、

三月廿七日

石川鞆負様

老中から申し渡された登城許可の書付は、正章には直接渡されず、藩主継友の居所である市谷上屋敷に届けられ、御屋敷の用人小笠原三九郎が、書付に記された時刻に登城するように心得よ、という藩主継友の命令を伝達するとともに、書付の写しを渡していることが確認できる。なお、これまで家臣に參府登城を命じる老中の書付には「參上之御礼」と記されていたが、正章は、「万石以上」格として「參府」と表記することを願い出ており、「府と申儀者重キ事ニ而難相調御様子」であつたが、交渉の結果、今回からは大名並に「參府之御礼」と称することになった。

さて、明日登城をすることになつた正章は、初めての參府御礼であるた

め、登城時に「取持」を依頼する懇意の坊主衆がいなかつた。そこで、竹腰家の江戸留守居役(用人)鈴木左内と城附服部喜大夫に依頼し、御城坊主衆奥田清葛・木村田齋・江坂松庵の三名が正章の「取持」となつた。この三名はいずれも尾張家家老・側役・納戸役・留守居とは顔見知りで、とく

に奥田清葛は両家年寄竹腰正武と懇意にしていた数寄屋坊主であつた。翌二八日、花色無地御熨斗目・同色小紋・長上下を着用した正章は、卯半刻に登城し、中之口から上がって柳之間下之間に着座した。このとき、前日依頼した御出入の坊主衆が取り持つことになつた。正章は、將軍拝謁の場となる白書院の内見を城附服部喜大夫を通じて申し入れていたことから、奏者番牧野英成・松平正久や大目付仙石久尚、目付平岡資明・三宅康敬の指南で御礼の稽古を行い、再び柳之間に戻つた。しばらくして、

將軍吉宗が白書院に出御すると、柳之間を出て大廊下で控え、目付の指示により白書院に向かつた。そして、正章は奏者番および大目付仙石久尚の指示で、白書院縁側まで出座し、牧野英成が姓名(石川鞆負正章)を披露すると、老中阿部正喬の指示で將軍吉宗に拝謁して參府御礼を行い、退出した。このときの献上物は、太刀一腰・馬一匹(馬代銀一枚)・時服三(葵御紋付花色熨斗目御腰替・練

### [將軍吉宗への献上目録]

以上	御馬 一匹	御太刀 一腰	進上
石川鞆負	御小袖 三		
正章			

正章は奏者番および大目付仙石久尚の指示で、白書院縁側まで出座し、牧野英成が姓名(石川鞆負正章)を披露すると、老中阿部正喬の指示で將軍吉宗に拝謁して參府御礼を行い、退出した。このときの献上物は、太刀一腰・馬一匹(馬代銀一枚)・時服三(葵御紋付花色熨斗目御腰替・練

嶋・白小袖)で、事前に正章の家臣林兵左衛門が持参して蘇鉄之間で「取持」の坊主衆に渡しており、そのうち、時服は進物番衆によつて白書院縁頬に出され、太刀目録(折紙)は奏者番牧野英成が披露した。將軍吉宗への献上目録は右記の様式で、「横御目録・料紙本」で越前檀紙を二枚重ねにしたものであつた。

白書院を退去後、正章は老中・若年寄に無事に参府御礼が済んだことを報告し、続いて市谷上屋敷に出向き、用人小笠原三九郎に逢い、藩主継友への御礼を行つた。このとき老中への御礼廻りでは太刀・馬代銀二枚、若年寄には太刀・馬代銀一枚をそれぞれ進上しているが、その際に、竹腰家と渡辺家の江戸留守居に問い合わせた結果、進上の際に「若年寄様方へ御目録調方、壱岐守様・半蔵様御留守居江承合候處、進上無之旨ニ付、此方ニ而も進上不認之」と、若年寄への目録には「進上」と記載しないことになつた。また、四月一日には、「取持」の坊主衆奥田清葛・木村円斎・江坂松庵にも御礼をして、それぞれに祝儀一種(塩鴨二羽)・金二〇〇疋ずつを渡し、御城御玄関番人と中之口上下番人へも金五〇〇疋ずつを渡した。

こうして、石河正章の初めての参府御礼は完了し、藩主継友は四月三日に江戸を発して、尾張へ帰国の途についた。そして、正章は江戸留守詰年寄として御用を務めることになった。

それから約一年後の享保三年三月一九日、藩主継友は参勤のため江戸に下向し、御座之間で将軍吉宗に拝謁して参府御礼を行つた。これにともない、正章は留守詰の御用を終えて帰国することになった。そこで同月二三日には、「従 殿様御用番之御老中久世大和守様江御城附衆を以、尾州へ御登ニ付、公義御目見被仰付候様ニ遊度旨、次ニ渡辺飛驒守様・三浦遠江守殿・久野備後守殿御暇之節 御黒書院・御白書院之内ニ而 御目見

被仰付、時服四・御羽織御頂戴候例を以御達御座候」と、月番老中久世重之に将軍吉宗への御暇御礼と尾張家家老渡辺家、紀伊家家老三浦家・久野家の先例から羽織・時服四を拝領することを願い出た。これに対しても五時 御城江罷出候様可相達候、以上との書付を発給し、このことは同月二七日に重之は「尾州江罷帰候付而 御目見被仰付候間、明廿八日五時 御城江罷出候様可相達候、以上」との書付を発給し、このことは

尾張家用人遠山彦左衛門から書付の写しによつて正章に伝達された。そして、正章は、家臣堀左中と林兵左衛門に前年の参府御礼で取り持ちをした坊主衆の奥田清葛・木村円斎・江坂松庵に明日の御暇御礼での「取持」を依頼する書状を遣わした。

同月二八日、正章は予定通り登城して、前年の参府御礼の時と同様に中之口から上がり、柳之間下之間に着座した。やがて、老中が桜之間に列座し、老中久世重之から御暇の拝領物が下される旨を申し渡された。しばらくして、白書院で將軍吉宗に拝謁し、奏者番高木正陳から披露され、久世重之の指示により、「御目見拝領物被仰付忝之旨」を言上して退出した。

その後、躊躇之間において、久世重之が出座し、奏者番朽木種元が時服(花色腰替御熨斗目・黒綸子・花色練鳴・茶練鳴)と羽織(茶縮緬御羽織)を広蓋に載せると、進物番衆がこれを持ち出し、正章はこれを頂戴した。このとき正章は、「御暇被下置、拝領物被仰付、忝仕合之旨」を久世重之に述べて退出した。退去後、すぐに老中・若年寄に御礼廻りを行い、それが済むと市谷上屋敷に出向いて藩主継友への御礼を行つた。

御暇御礼を終えた正章は、四月三日に江戸を出発し、木曽路を通つて同一日に尾張に到着した。これにより、大名家と同様に在着御礼(帰国御礼)の使者を江戸に遣わした。このときは家臣河野喜内が使者を務めることになり、一八日に到着した。在着御礼にあたつて石河家では、竹腰家に

問い合わせをしており、江戸留守居役鈴木左内から、「御用番御老中様江御留守居老人右御屋敷江罷出候様ニと御家來衆より申来、則罷越候へハ御使者登候様ニと御指図有之候」と、月番老中の公用人から「御呼出」を申し渡されてから老中の屋敷に出向くよう指示を受けた。やがて、老中からの「御呼出」が石河家江戸留守居役堀左中にあると、使者の河野喜内は堀左中と同道して月番老中戸田忠貞をはじめ、老中井上正岑・久世重之・水野忠之や若年寄大久保常春・大久保教重へ在着の御札を行つた。その際には左記の使札を提出している。

一筆啓上仕候、公方様倍御機嫌能被為成御座、恐悦至極奉存候、今度私儀御暇之節 御目見仕、其上時服・御羽織拝領仕、重疊難有仕合奉存候、今十一日到尾州着仕候、乍憚御礼申上度、捧使札候、恐惶謹言、

四月十一日

石川鞆負

正章

井 河内守様  
久 大和守様  
戸 山城守様  
水 和泉守様

参人々御中

使者の河野喜内は、この使札とともに、このたび石河正章が御暇御札を行い、拝領物を下されたことと、四月一一日に尾張に無事到着した旨を口上した（なお、若年寄への使札の文言は、右記の書状の※以下部分が「因茲御老中迄以使札申上候付、如斯御座候、恐々謹言」となっている）。これに対し諸大名の帰国御礼使者には、老中から御暇の奉書が発給されるが、「万

石以上」の格式をもつ家臣の場合はどうであったのか、この件についても石河家は、竹腰家の先例を鈴木左内に問い合わせしている。

一鈴木左内申候ハ、御直參之御方々様ニハ、品之訳も御座候へ共、御三家様附之御方へハ、御在着ニ付而之御使札ニハ都而奉書出不申

振ニ而、壱岐守様江も御在着之御使者之御答奉書ハ出不申候由、

一若御年寄様御返答ハあの方より御使ニ而此方御屋敷江御指越被成候、

此御返書御使者發足以後参候へハ、七里便ニ指登申候、

鈴木左内の回答は右記の通りで、「御三家様附之御方」の在着御礼使者への老中の返書は発給されないので、両家年寄竹腰正武に対しても発給されていない、ただし、若年寄からは返書が発給され、使者が江戸を出発した後でも七里便で送付されている、いうものであった。したがつて、「鞆負類格之輩へ在着之御礼使札ニ者、奉書ハ出不申候、御月番様御用人衆より御手紙を以、留守居之者呼ニ被下參上仕候へハ、御用人衆御逢御口上御答被仰聞、使者勝手次第指登候様ニと御指図御座候上、使者在所へ登候由」と、石河正章の場合も「類格之輩」と同様に、在着御礼使者への老中からの奉書は発給されず、口上を終えると、「勝手次第指登候様」との指図により、使者は在所へ戻ることになった。その後、正章には、四月二五日に若年寄大久保教重・大久保常春連署の返書が渡され、これをもつて、石河正章の初めての御暇御札は完了したことになるが、御札が再開されて間もないこともあり、この時期の石河家における在着御札は「万石以上」格として十分に定着していなかつたことが窺える。その事例を挙げておこう。

享保九年四月三日、石河正章は前年三月からの江戸詰を終え、將軍拝謁が再開されてから一度目の御暇御札を行つて帰国し、在着御礼使者として家臣浦左一右衛門を遣わした。ところが、老中から江戸留守居役林来助にして

「御呼出」がなかつたため、来助が月番老中松平乗邑の公用人に問い合わせたところ、ようやく「御呼出」があり、浦左一右衛門は林来助と同道して、老中、続いて若年寄に御礼の口上を行うことができたといつた有様であつた。それが済むと、四月晦日に使者の浦左一右衛門は江戸を出発した

が、今度は若年寄からの返書が発給されない状態が続いていた。そこで、林来助は若年寄石川総茂の家臣大宿嘉右衛門に左記の書状を送付した。

以手紙致啓上候、今度出羽守在着之為御礼以使札申上候付、去月十八日在所ら之使者同道仕相勤申候、其節近江守様御用番ニ被成御座候故、御連名之書状差上申候、右御返答未被仰出候、松平左近将監様らハ去月廿九日先御例之通御挨拶等被仰出事済申候御事多可被成御座候得共、出羽守先格之通御返翰被下候様ニ仕度奉存候、尤右之旨参考可申上候得共、私儀病氣ニ罷在其儀無御座候、依之略儀之至ニ御座候得共、右使者御手前様御取次被下候間、以書中御内意相伺申事ニ御座候、此段乍御世話可然様奉頼候、以上、

石川出羽守(正章)

林来助

閏四月六日  
大宿嘉右衛門様(59)

林来助は、同道した使者が在着御礼の使札を老中・若年寄に提出して、御礼の挨拶廻りを務め、その際に若年寄への使札は月番の石川総茂に差し出しながら、いまだに返答がないので、返書を発給してもらいたい旨を願い出したのである。この要請により、「先格之通」に石川総茂をはじめ、水野忠定・大久保常春・松平乗賢の連署による若年寄の返書が発給されることになつた。在着御礼において老中の返書が発給されなかつた点は、諸大名と「万石以上」家臣との家格差を示すものであつたが、以後、石河家に対

しても若年寄からの返書は発給されており、他の「万石以上」家臣(付家老・付衆)と同様の格式(類格)に位置付けられたのである。

### おわりに

近世大名の参府・御暇御礼は、将軍家の恭順を意思表明する空間であり、それは家格制に基づく徳川公儀を頂点とする幕藩制的秩序の編成過程において確立された。このとき、諸大名の家格によって、藩主に御供する家臣のなかから将軍に御目見する家臣が規定されたが、これは、御目見を許された家臣の家格を可視的に表現することによって藩体制における自己の政治的位置を再認識する意義があり、大名権力(藩権力)の安定化に連動するものであった。また、徳川一門大名家臣(付家老・付衆)は自己の将軍への参府・御暇御礼が許可されていた。表2は尾張家「万石以上」家臣の五家が幕府から許可されていた将軍への主な御礼行為(参府・御暇御礼、帰国御礼、および家督相続御礼)を他の年寄衆の御礼行為と比較しながらまとめたものであるが、本稿で検討したように、「万石以上」家臣のなかにおいても御礼の形態に差違があつたことが確認できる。そのため、近世中期になると、自己の家格の位置付けを再認識する過程のなかで、御礼行為の再開交渉を展開することによって自己の家格維持・上昇を図る動きが活発化した。尾張家「万石以上」年寄石河正章による参府・御暇御礼再開の交渉はその証左である。交渉の結果、石河家の参府・御暇御礼は将軍吉宗の代替わりを契機に再開され、これは紀伊藩主から将軍となつた吉宗の尾張家と紀伊家との家格均衡に配慮した政治的決断と位置づけられるが、注目すべきことは、石河家がこうした家格維持運動を展開するなかで、他家の「万

表2 尾張家家老の家格と御礼

格	職	家	石 高	叙位任官	將軍への御目見			
					参府 御暇	参勤 御供	帰国 御礼	家督 相続
万石以上	両家年寄	成瀬家	3万5000石	従五位下諸大夫	○	○	○	○
		竹腰家	3万石	従五位下諸大夫	○	○	○	○
	万石以上年寄	渡辺家	1万石余	従五位下諸大夫	○	○	○	○
		石河家	1万石余	従五位下諸大夫	○	○	○	○
		志水家	1万石余	従五位下諸大夫	○	○	○	○
諸大夫	諸大夫年寄	藩主側近層	万石以下	従五位下諸大夫	×	○	×	×
老中列以上	年寄	藩主側近層	万石以下	なし	×	○	×	×

※○は寛永期にはすでに將軍への御礼が行われていたことを示し、○はそれ以降から御礼が許可されたことを示す。

帰国御礼は藩主の使者として將軍に拝謁した際に「自分之御礼」が許可されたか、否かを示す。

「石河家が「類格」同等の御礼行為を再開させたのは、「諸大夫」年寄との政治的・儀礼的位置関係の変化が背景にあつたと考えられる。つまり、「諸大夫」年寄は、従来、「万石以上」家臣の御用であつた年頭御礼名代や年頭御礼・慶事御礼での「自分之御礼」を行うようになり、その家格が上昇していったのである。<sup>(62)</sup> ただし、「諸大夫」年寄は、帰国御礼使者での「自分之御礼」は許可されておらず、そうしたなかで、「万石以上」家臣の志水家が、將軍への参府・御暇御礼を許可されたのを契機に帰国御礼での「自分之御礼」を要請した理由もここにあつたと考えられる。

また、このような大名家臣の家格を保証する御礼行為の要請は、藩主の許可の下で年寄衆が中心となつて行動し、大名家内部の問題として認識されており、近世大名権力を支える指導者集団(家老・年寄衆)の家格維持は、藩体制の安定化に不可欠な要素であつたと位置づけられる。

## 註

(1) 近年の参勤交代に関する主な先行研究として、波多野富信「参勤交代制の展開」(『駒沢史学』二四号、一九七七年)、同「参勤交代制の一考察—参勤交代制

- (1) 「形成過程―」(『日本歴史』第三五九号、一九七八年)、吉村豊雄「参勤交代制度化についての考察―寛永武家諸法度と細川氏」(『熊本大学文学部論叢』二九号、一九八九年、のちに『近世大名家の権力と領主経済』、清文堂出版、二〇〇一年、第一部第六章) 山本博文「参勤交代」(講談社現代新書、一九九八年)、千葉一大「参勤交代制と大名課役」(『地方史研究』二七三号、一九九八年)、丸山雍成『参勤交代』(吉川弘文館、一〇〇七年)等がある。
- (2) 『政談』卷之二(『日本思想大系・荻生徂徠』三六、岩波書店、一九七三年)、三三四四頁。
- (3) 高野信治「給人領主の知行地『御下』について」(『福岡工業大学研究論集』二四卷一号、一九九一年、のちに『近世大名家臣團と領主制』、吉川弘文館、一九九七年、第一章) 丸山氏前掲書八二~九三頁。
- (4) 渋谷葉子「幕藩体制の形成過程と大名江戸藩邸―尾張藩を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第三四号、二〇〇〇年)、丸山氏前掲書六九~七一頁、拙稿「江戸における尾張家の『御礼』と家格認識」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第一篇、清文堂出版、二〇〇一年)。
- (5) 拙稿「寛文期尾張藩の政治構造と『年寄制』の確立」(徳川林政史研究所『研究紀要』第三四号、二〇〇〇年)、前掲拙稿「江戸における尾張家の『御礼』と家格認識」。
- (6) 「公辺御記録」(徳川林政史研究所所蔵「旧蓬左文庫所蔵史料」一四〇一)、正徳三年(一月一日)条。拙稿「徳川宗春の家督相続・官位叙任と幕藩関係」(林董一編『近世名古屋享元絵巻の世界』、清文堂出版、二〇〇七年)。
- (7) 「公辺御記録」、享保三年三月二三日条。
- (8) 「御家御記録」、享保四年四月朔日条。
- (9) 「御家御記録」、享保四年四月一日条。
- (10) 「御家御記録」、享保四年四月一五日条。
- (11) 「公辺御記録」、享保二年四月二日・三日条。『御家御記録』享保二年五月四日条。
- (12) 「公辺御記録」、享保二年五月一日・二二日・二六日条。
- (13) 「御家御記録」、享保三年三月八日・九日条。
- (14) 「公辺御記録」、享保三年三月一九日条。
- (15) 「公辺御記録」、元文五年三月一三日条。
- (16) 「公辺御記録」、享保七年四月七日・一〇日条、高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店)、一九三二号文書 大友一雄「近世の献上儀礼にみる幕藩関係と村役―時献上・尾張藩蜂屋柿を事例に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』二三号、一九八九年、のちに『日本近世国家の權威と儀礼』、吉川弘文館、一九九九年、第二編第二章)。
- (17) 「御三家並諸大名等作法」(『金沢市史』資料編3・近世一、六三二~六三三頁)。
- (18) 「寛文年録」第二卷(野上出版、一九八九年)、三二七~三一八頁。
- (19) 「宝永年録」第二卷(野上出版、一九八五年)、八五~八六頁。
- (20) 「寛文年録」第二卷、一五九頁。
- (21) 「宝永年録」第三卷(野上出版、一九八六年)、二二八~二一九頁。
- (22) 「国事叢記」上巻(『福井県郷土資料叢書』七、一九六一年)、一五七頁。
- (23) 「国事叢記」上巻、一五九頁。
- (24) 「江戸幕府日記・姫路酒井家本」第三卷(ゆまに書房、二〇〇三年)、一七七頁。
- (25) 「天寛日記」、寛永二〇年六月九日条(『加賀藩史料』第三編、六八~七〇頁)。
- (26) 「江戸幕府日記・姫路酒井家本」第五卷(ゆまに書房、二〇〇三年)、四五一页。
- (27) 「宝永年録」第一巻(野上出版、一九八六年)、一一~一二頁。
- (28) 「宝永年録」第二巻、一四一~一四二頁。
- (29) 「鹿児島県史料・田記雜錄追録」三、四〇号文書。
- (30) 徳川一門や前田家の家老(年寄)は從五位下諸大夫に叙任されることが許されており、その定員は尾張家・紀伊家の家老は六人、水戸家の家老は五人(前田家老は四人)であった。ただし御三家付家老の叙任は定員外で必ず叙任された。尾張家では、はじめて付家老以外の家老が叙任されたのは、正保二年(一六四五)二月のこと、渡辺治綱(従五位下飛驒守)・寺尾直政(従五位下彈正少弼、のちに土佐守)・間宮正綱(従五位下大隅守)の三名が叙任され、「諸大夫」年寄が形

- 成された。このとき、紀伊家では渡辺直綱（従五位下若狭守）、水戸家では松平正永（従五位下因幡守）・中山直治（従五位下備前守、付家老嫡子）も叙任されている。詳細は拙稿「近世大名家臣の官位叙任と幕藩権力—尾張家を中心にして—」（徳川政史研究所『研究紀要』第三七号、一二〇〇三年）を参照していただきたい。
- (31) 「公辺御記録」、享保二年四月二八日条・五月四日条。
- (32) 「源敬様御代御記録」十四（徳川政史研究所所蔵「旧蓬左文庫所蔵史料」）一三八一四、寛永五年一〇月二二日条など。
- (33) 「公辺御日記」（徳川政史研究所所蔵「旧蓬左文庫所蔵史料」）一四三一五、寛文八年四月三日条。
- (34) 「公辺御日記」、寛文二年六月朔日条。
- (35) 「源敬様御代御記録」二十一、寛永二二年八月一〇日条。
- (36) 「藩士名寄」（名古屋市蓬左文庫所蔵）、「公辺御記録」、宝暦一三年四月二八日条。
- (37) 「天和元辛酉年日記」下（国立公文書館内閣文庫所蔵）。
- (38) 『国事叢記』上巻、一五八頁。
- (39) 「本多家譜」（東京大学史料編纂所所蔵謄写本）。
- (40) 「柳營日次記」（国立公文書館内閣文庫所蔵）の分析結果による。
- (41) 前掲拙稿「江戸における尾張家の「御礼」と家格認識」。
- (42) 「公辺御記録」、享保元年六月二五日条。
- (43) 「公辺御記録」、享保二三年四月朔日条。
- (44) 「公辺御記録」、享保元年四月二八日条。
- (45) 「公辺御記録」、享保七年三月二八日条、同一五年四月一五日条。
- (46) 「公辺御日記」、延宝四年一二月一五一日条。
- (47) 「公辺御日記」、延宝六年四月二八日条。
- (48) 拙稿「尾張藩における幕藩間交渉と城附・「取持」」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第一篇、清文堂出版、二〇〇四年）。
- (49) 「公辺御記録」、宝暦二三年二月九日条。
- (50) 「柳營日次記」の分析結果による。
- (51) この時期から尾張家の「万石以上」家臣は、月次および年頭・暑寒・歳暮等
- (54) 「大道寺家文書」（名古屋大学博物館所蔵）、一六二号文書。
- (55) 前掲拙稿「尾張藩における幕藩間交渉と城附・「取持」」。なお、丸山昌貞（玄棟）は江戸の町医者であつたが、元禄二年（一六九八）二月に尾張家に召し抱えられて、藩主綱誠の息女で将軍綱吉の養女となつた喜知姫の御内証御医師となり、その後宝永二年（一七〇五）に将軍綱吉の御番医師になつた経歴から、幕府と尾張家との間を取り持つ役割を担つていた（享保九年からは将軍吉宗の奥医師となる）。
- (56) 「大道寺家文書」四九二号文書。
- (57) 「御參府御暇御公務之留」（徳川政史研究所所蔵「石河家文書」）。
- (58) 「御參府御暇御公務之留」一。以下、断りのない限り、本節での引用はこの史料による。
- (59) 「御參府御暇御公務之留」三。
- (60) 御三家「万石以上」家臣の家督相続御礼についての詳細は、「近世大名家臣の隠居・家督・継目御礼と家格認識」（徳川政史研究所『研究紀要』第三五号、二〇〇一年）を参照していただきたい。
- (61) 前掲拙稿「近世大名家臣の官位叙任と幕藩権力—尾張家を中心にして—」（江戸における尾張家の「御礼」と家格認識）。なお、吉川家（岩国藩主）は、「吉川家上様御代々御存知之者三候、先年已來度々御目見仕候（中略）吉川儀八自余之家老とハちと様子替候付、江戸罷り候ハ、御目見之儀申上度奉存候」と、將軍への拝謁が許された格式をもつ家柄として認識されていた（『山口県史』史料編・近世2、五七七頁）。
- (62) 前掲拙稿「江戸における尾張家の「御礼」と家格認識」。

における将軍家との献上儀礼を要請しており、許可されている。詳細は前掲拙稿「尾張藩における幕藩間交渉と城附・「取持」」を参照していただきたい。

(52) 「系譜」（徳川政史研究所所蔵「石河家文書」）一〇一二。

(53) 「公辺御記録」、正徳四年二〇月二七日条。